



第3章 景観計画を定める区域

本市が平成13年(2001年)に施行した「小牧市都市景観条例」は、市の全域を対象として良好な都市景観の形成を目指し、これまで景観行政を推進してきました。

本市には、市内のさまざまな場所に、それぞれの特色を持った景観資源が豊富に存在しています。

これまでの条例制定の経緯も踏まえ、今後も本市の全域にわたって良好な景観を守り、育んでいく必要があると考え、「景観計画区域」は市の全域とします。

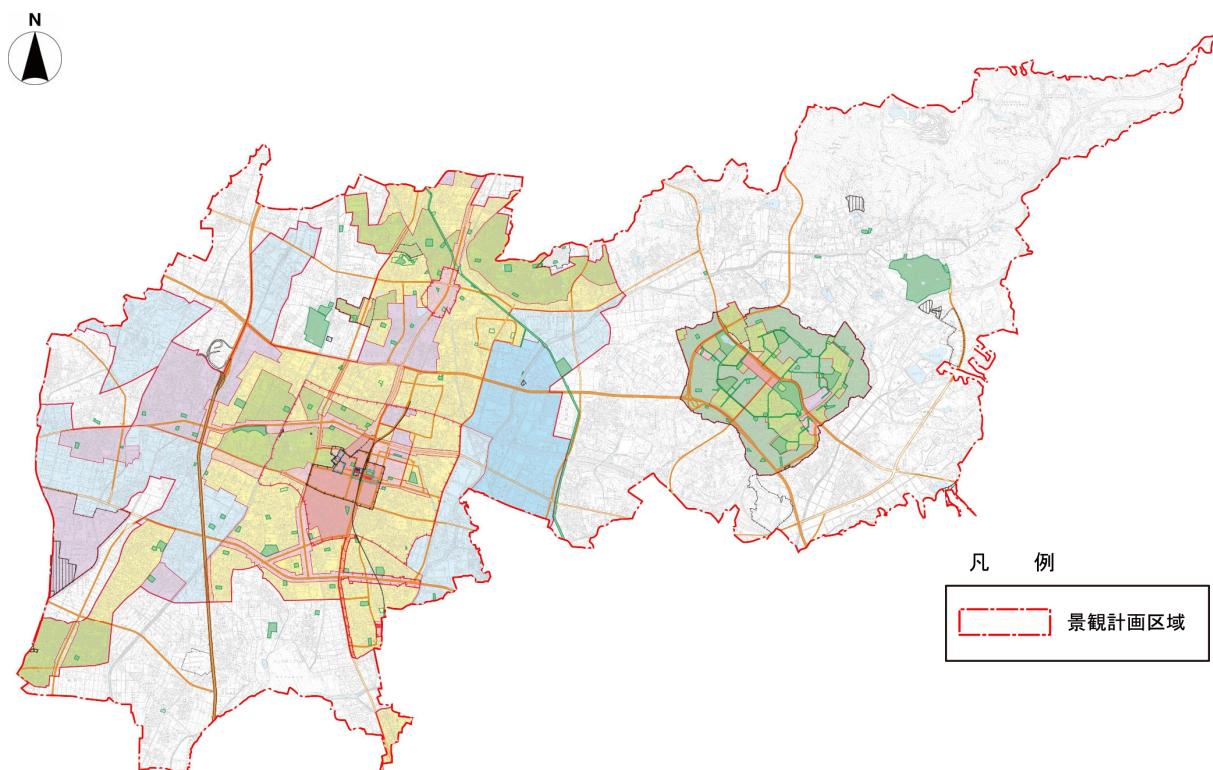


図 景観計画区域